

## 賃貸型応急住宅の供与

**国の制度** 自らが居住する住宅の被害（罹災程度）が「全壊・流失」の場合において、ご自身の住環境が整うまでの間、日田市が民間の賃貸物件等を借上げて被災者に提供する住宅です。

**市独自の制度** 被害（罹災）の程度が「大規模半壊以下」でも被災の状況により短期に賃貸物件等の借上げを行う場合があります。

注 民間の賃貸物件は、不動産屋さんを介してご自身で探していただきます。

➡ **制度の利用をお考えの方は、市建築住宅課住宅係にご相談ください。**

賃貸型応急住宅としての要件	① 借上げる建物の耐震性 昭和56年6月以降に建てられた住宅		
	② 家賃の限度額		
	1人～2人世帯 5万5千円以下	3人～4人世帯 6万円以下	5人以上 9万円以下
市が負担する経費	毎月の家賃、礼金（家賃1ヶ月分以下）、退去修繕負担金（家賃2ヶ月分以下）、仲介手数料（家賃0.55ヶ月分以下）、火災保険料（家財保険は含みません。）		
入居者が負担する経費	光熱水費、駐車場使用料、共益費、自治会費など上記以外にかかる経費は入居者の負担となります。		
入居の期間	国の制度…最長2年 市独自の制度…最長6ヶ月		

### 注1 賃貸物件（アパート等）を探す際の留意点

- (1) 不動産屋さんにお持ちいただく書類がありますので、建築住宅課（市役所5階）までお越しください。罹災証明書（コピー可）の提出は事後で構いません。
- (2) 物件を探す際は、全国的に展開する不動産屋さんは、当該制度による契約ができないことが考えられますので、市内の不動産屋さんにお尋ねください。
- (3) お知り合いの空き家等を不動産屋さんを介さずに借りたい場合は、所有者と所有者の連絡先を教えてください。
- (4) 水道の使用にあたっては、上下水道局（市役所5階）で開栓の手続きが必要になります。不動産屋さんが代行してくれる場合もありますが、ご自身での手続きが必要な場合は、土・日曜、祝日など休日の対応ができませんので、入居の日（引っ越しの日）が、休日等になる場合は事前に手続きをしておいてください。

問 い 合 わ せ



市役所5階 建築住宅課 住宅係 ☎22-8218(直通)

※ 市営住宅の一時使用（入居）をお考えの方は、別途ご相談ください。

## 被災住宅の応急修理

元の住宅に引き続き住むことを目的に日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理した場合の費用の一部を市が負担します。

➡ **制度の利用をお考えの方は、**

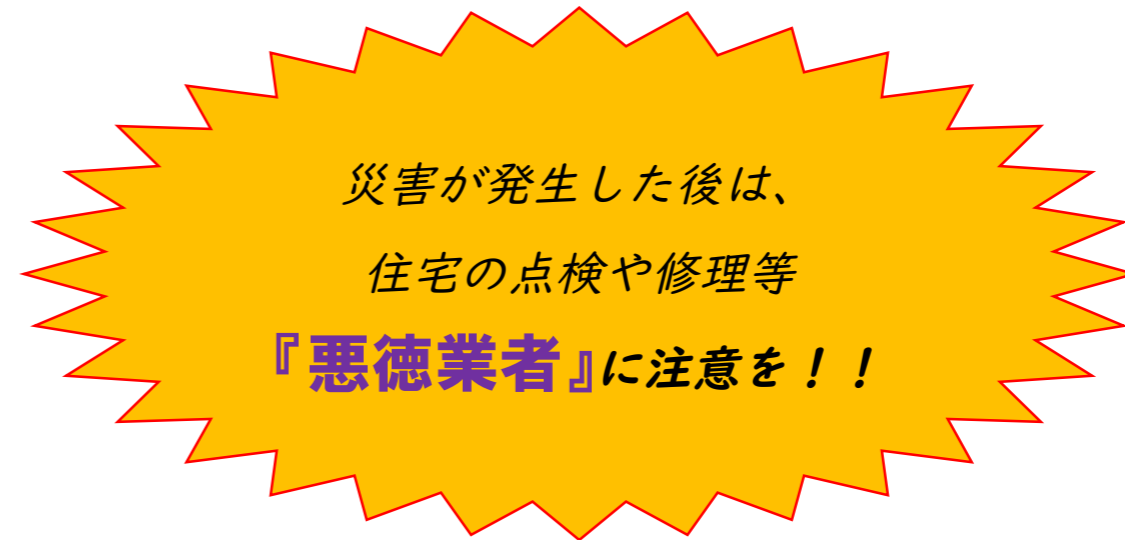
**修理前**に市建築住宅課公共施設整備係へご相談ください。

罹災程度	大規模半壊、中規模半壊、半壊	準半壊
修理箇所	居室、炊事場、トイレ等	居室、炊事場トイレ等
負担限度額	706,000円	343,000円

○ 申込みの際は、次のものが必要になります。

- ① 家屋の被災状況の写真（携帯電話やスマートフォンで撮影したもので構いません。）
- ② 罹災証明書（コピー可）

※ 基本的に申込み後に修理着手となるため、事前に相談をしてください。



問 い 合 わ せ



市役所5階 建築住宅課 公共施設整備係 ☎22-8312(直通)